

よつて前記の如く豫期以上の成果を收め官民協力この大事業遂行の第一歩を最も有意義に力強く踏み出すことが出来たのは祝福してやまない次第である。

交通の便否は直接産業上に影響を及ぼすことを思へば主基齋田の豊穰安穂を祈る心は國全體の豊穰を祈る心でありこの崇高なる愛國の心こそ道路を愛護する心となりそれが行爲の上に現はれては良き道路が造り出されるのである。

供納米輸送と道路

九月成熟の候に至れば齋田には勅使が下向せられ拔穂式

が擧げられ稻穂が刈取られ籾の乾燥が終るに搗いて精白し布磨絹磨をかけ一粒選りし更に絹磨をかけ三石の新穀が仕上げられる。此の新穀は唐櫃に納められ停車場に運ばれ新造の祓ひ清めた特別車にて輸送せられ京都御所内の齋庫に納めらるゝのであるが齋田から停車場に至る四里餘の間は道路上を運ばれるのであつて齋田獻穀の深遠なる意義を思へば道路管理者としてもあらゆる方法を講じ奉仕の赤誠を披瀝し潔濟の實を擧げ 天皇御親祭の大典に負荷を完うしなればならない。

地方土木主任官會議傍聽の記

枝 川 正 一

地方土木主任官たる各府縣土木部、課長會議は既報の通、

七月十九日から三日間内務省に於て開かれた、毎年恒例の

本會議も昨年は其の招集がなかつたので、參集した主任官も其の間に於ける異動で見慣れた席を替へたりまた全くの新顔も尠なくなつた。それから毎回の會議に於て卓越せる意見や貴重な經驗を發表してゐた高田景氏は勅任復興局技師に榮轉更に京都市土木局長に再轉し、大阪府主任官として或は内務省第一技術課長として令名の高かつた島重治氏は大阪府土木部長に轉せられ共に我國樞要大都市の土木主腦者として活動せらるゝことになつて此席から失はれたのは寂寥を感じた。また勅任の村山京都府土木部長を始め各府縣土木部、課長が揃つて出席したのに對し、北海道は他の府縣とは事情を異にするものがないが、例によつて土木部長は見え、わけて道路問題の多い本年の會議に道路課長の出席をも見なかつたのは少々遺憾とする所である。

會期は當初二日間の豫定であつたが、今回は重要府縣道の改良順序、道路工事費受益者負擔金及道路損傷負擔金制度の運用、港灣法案、河川法準用河川選擇標準を始めと

し重要問題が多かつたのと、内務大臣官邸に於ける主任官招待會の席上、望月内相から親しく訓示された「附議問題に對しては忌憚なく腹藏なき意見を吐露せよ」との趣旨を體してか、第二日目からは一層當るべからざる元氣を示した主任官もあつて諮問事項だけで、丸々二日間を要し、一日間延期するに至つた精勵振りであつたが一面に於て、遂に何等の意見の發意をも見なかつた主任官も尠なくなつたのは前回の會議と同様であつて、注意事項の如きも多くは是迄屢々指示又は通牒されたもの、範圍を出せず、また諮問事項に對する意見の如きも、議題の回付が會期に切迫して致された關係もあるかも知れぬが、何れも當面の重要問題なるに不拘、概ね抽象的、常識的であつて實際家の意見としては聊か徹底を缺くの憾みがあつた。

曆の上では七月二十日から、季節は正に土用にはいつたが、今年の氣候は全く變調で、會議の三日間も梅雨時に逆戻りした様で、氣象臺の豫報の文句を其の儘に降つたり止んだり陰鬱さではあつたが、連日何の苦熱もなく夏

會議としては眞に恵まれたものであつた。

○ 第一日は劈頭に、内相から訓示される筈であつたが差支が出来て、潮内務次官から左の代理訓示があつた。

土木行政の關係する所は頗る廣汎なる範圍に亘り其の機能は國民生活の消長に密接の關係を持つて居りますから之に關する事業の施設と其の監督とは極めて重要な事務でありまして、之が事務を擔當せらるゝ各位の責任亦頗る重大であると言はなければなりません。

現内閣は産業政策を以て重要な國策とし從來樹立した道路計畫を改訂して所謂國道改良主義に更に一步を進めて産業道路の改良を助勢し、治水事業に於きましても國の直轄施工する河川以外の重要河川にも亦改良助成の途を開いて治水並に利水の完璧を期して國民の福祉を増進せむことを圖り、又港灣の能率を増進する爲鋭意港灣の修築改善に力めて國運の進展を期する等土木の事業に付ては財政の許す限り其の發展に鋭

意努力せむとするものであります。

凡そ是等の事業は官民の一致協力を得なければ其の目的を達することの出来ないのは勿論のことでありまして先づ是等の事業若は事務に直面せらるゝ各位が其の職務の執行に方つて公正適切に且つ敏速でなければ叙上の目的を達することが出来ないであります、各位は能く政府の意のある所を體せられ各其の擔任事務に勵精せられ又苟も日進の技術に遅れない様努力せられむことを望みます。

以上大臣の訓示に引續き、宮崎土木局長主宰の下に議事に入り諮問事項から始められた。

(諮問事項)

一、重要府縣道ノ改良順序ニ關スル件

道路ヲ改良スルニ方リテハ道路ノ交通現勢ト沿線勢力圈内ニ於ケル殖産興業ノ趨勢トニ鑑ミ其ノ施工ハ緩急宜敷ヲ得サルヘカラス此趣旨ニ基キ大正十五年九月當省訓第八三二號ヲ以テ指定セラレタル府縣道ノ改良順

序ヲ別紙ノ通決定セムトス之ニ關スル意見

丹羽道路課長から諮問の理由を詳述し、改良順序の決定に付ては曩に提出を求めた重要府縣道の現勢調査を基礎として爲したるものであるが其の材料として必要なる交通調査に付て缺けてゐる點が多いから尙十分に研究調査を遂げ歸任後更めて答申方を要求し、次で前川第一技術課長から新任の挨拶と、本諮問案に關聯して道路改良計畫の樹立と其の實現方に付て希望するところがあつた。本問題は地方として極めて緊要な關係を有するので、約二時間に亘つて意見の陳述や質疑應答が行はれたが、やゝもすれば、諮問案を以て絶對的不動のものとして信じてか、實質上重複するやうな質問や意見を繰返す向が多かつたのにも不拘、丹羽道路課長は氣永く一々説明せられたのは、案件が重要な問題であるから其の繁雜をも厭はれなかつたのであらう。それから詭辯を以て鳴る某主任官が「諮問の趣旨は知事に對し意見を徴されたものか、又費用負擔の關係を有する府縣會の意見をも同時に徴されたのか」との奇問を發し満場を

啞然たらしめたのは、猿も木から落ちるの類か。また某主任官から「本問題は極めて重要であるから委員を選んで調査答申することにした」との動議を提出したが、各府縣個々のものであるから不適當としてこの動議の成立しなかつたのも當然、而し本問題に對する丹羽道路課長の説明を綜合すれば左の通である。

改良順序の決定は人口、生産物、車輛等普通計算せられ得るものを基礎とした、従つて經濟的に重要なもの、經濟的關係の大なるものを先にしたのであつてこの順序は經濟的關係を無視したものでない、また路線の長短により工事費と效果と比較して考慮するも大體に於て本案の順序が當を得てゐるものと考へられるが更に一層根據のあるものとしてたい方針で、經濟的價值以外の要素即ち地方の事情等に付ての材料を持たぬから茲に諮問せられるものである、従つてこの案が絶對不動のものでないことは言ふ迄もない。全線を通じて改良を要するものにあつても其の路線中には自から緩急の序があるから幾つかに區分して其の順位を設け

ることは勿論よいが、一部分のみを改良して其の殘部を棄てるが如き計畫は不可である。指定府縣道は主として交通幹線たることを目的とするもので狭き地方交通を基礎として計畫することを望んではゐない、かくの如き道路の改良は全然之を地方に委ねてあるのである。改良順序を定める必要がないとか、定めることが不可であるとかいふ意見もあるが、順序も定めず摺みどりに施工することは適當と云へぬ。改良事業の助成計畫は今日決定せんとする順序を基礎として行はんとするものであつて其の計畫は十ヶ年であるが、其の間に於ける事情の變化によつて生じたる順序の變化に付ては已むを得ないが、改良順序は決定に付ては上述の如く地方の經濟的事情を基礎としたものであるから大體に於て其の事情に大なる相違があるものとは云へない、従つて決定した順序が度々變更するが如きことは萬あるまいと思ふ。改良順序に付ては一路線づつ完成すること并要求するものでないから、順位の高いものから二線以上を同時に着手することは可なるも、末席のものから逆に施

工するが如きは大體に於て不可である。然し實行の出來ぬ計畫はいくら立て、も何等の價値がないから實行の出來るものに付て順位を決定せられたい。既改良の道路でも當分堪へ得べきものは之が改良を後廻にするも差支はないが、幅員問題に付ては路線毎に具體的に決定すべきものであつて抽象的に云へば構造令の規定に依據するの外がない、而し山間其の他特殊の箇所には於ては特別の設計を爲すも可なりではあるが、研究も遂げずして只單に二間半でよいとか、三間で十分だとかの問題に對しては答辯が出來ぬ。決定した順序につき施工上除外例を認めることは考へてゐない。また各府縣の個々の具體的問題はこの席では適當でないから個々に協議したい。

三輪神奈川、河合滋賀から重要府縣道を決定せられた當時と今日とは、其の交通狀勢を異にするものがある、また他府縣と關係を有する府縣道にして新しく重要な關係が生じたる場合には、指定の變更又は増加せらるゝ方針なりやとの質問に對し、丹羽道路課長から、指定府縣道は内務

省が特別に監督せんとする幹線道路であつて、現在以上に増加の必要を認めないが、既指定の道路にして變更するを適當とするものに付ては具體的に協議したいとの説明があつた。指定府縣道を原則として増加せぬ當局の方針に對しては全く同感である。事務簡捷を叫ぶ今日、内務省が特別に監督せんとする換言すれば、地方當局としては手數のかかる指定道路の増加を希望する向が二三に止まらぬ所以は結局其の改良費に對し國庫補助の計畫が實現せんとするからであつて、指定の効果が只單に重要府縣道たることを銘打つただけであつたならば、恐らく問題とはならぬであらう、これ畢竟地方財源涸渴の折柄、路改當局としては一應無理からぬものとは察せられるが、政府の改良計畫は指定府縣道の全部を用途としてはるないのであるから、指定府縣道を増加しても其の實益は乏しいものである。いよいよ産業道路改良費豫算が成立した曉には、地方に於ては町村道を府縣道に昇格方に熱中すると同様、この指定問題

についての要求が新しく起つて來ること、想像されるが、

假令指定せられても其の改良費に對しては必ず國庫補助せらるゝわけのものでないことを序に一言參考迄に申添へておく。

村山京都から改良順序の決定と共に其の工事實施について最も緊切な關係を有する國庫補助はなるべく多額に、そしてなるべく短期に交付して貰ひたいとの希望と、政府の助成方針を伺ひたいとの質問に對し、丹羽道路課長から、現在指定府縣道の延長は約六千里、助成計畫は其の四分一の千五百里を今後十ヶ年に改良するものとす、この工費一億八千萬圓に對し、其の三分一を補助せんとするものである。この案は國庫財政上から見て過小の計畫とは思へないまた之が豫算の要求に方つても此際大なることを求めても直に容れない現状であるから補助費も之を十ヶ年間に分割して最初から六百萬圓を支出することは困難であるから初年度は二百萬圓とし逐年増加せんとする方針である。とて其の概要について説明があつた。本補助費に付ては昭和三年度の豫算案には二百萬圓を計上せられてゐたが、議會

解散の爲豫算不成立となつたので當局では更めて同年度の追加豫算として要求の計畫ときき、其の實現の速ならんことを切望するものである。

本件諮問に對しては各府縣から、夫々調査の上答申することに決定した。

一、道路工事費受益者負擔金制度ノ運用ニ關スル件

道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ニ對シ

受益ノ限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負

擔セシムルコトハ道路法ノ規定スル所ナルモ此制度ヲ

實際ニ運用スルニ付テハ攻究ヲ要スル事項尠ナカラサ

ルモノト認ムルヲ以テ之ニ關スル意見

丹羽道路課長から、本制度の運用に關しては、先年の土木主任官會議及六大都市道路協議會にも附議した問題であつて其の成績に付ては大體に於て良好なりといふ意見ではあつたが、また一面尙研究の餘地があるとの聲もあるから、實際家の意見をきく次第であつて、其の運用問題に付ても例へ、受益の區域、受益者の範圍、負擔せしむべき金額の

決定賦課の基本となるべき受答者決定の時期、負擔金を納付せしむべき時期を始め幾多の問題があると思ふ、是等に對する意見を承知したいと諮問の理由について詳細説明があつた。

地方に於て之が規定を制定してゐるものは、京都府、宮崎縣等であつて、しかも右兩府縣の主任官から發表するところによると、實際に運用したのは僅に一二回に過ぎないのは、要するに現行規定の運用が繁雜で、個人別に賦課することの困難なることが其の主因であつて、實際は地元の寄付金を以て其の負擔金に代へてゐることと、經濟としては極めて乏しいものではあつたが、重要府縣道改良順序の件にも劣らず、村山京都、來島東京、牛島大阪、田邊兵庫、三輪神奈川、中隈大分、長谷川群馬、片桐宮崎、木村富山等から、受益者負擔金は個人毎に徴收するよりも大ザツバな勘定とすることが利便である、この意味に於て公共團體に對して賦課するがよい。受益者負擔金徴收に關聯して公共團體に不均一賦課の途を開くがよい。負擔金に代

へて寄付金に求むるがよい等種々意見があつたり、所謂著しき利益の意義に關して質疑なども繰返された。木村富山から此の問題は未だ研究が不十分であるから日を期して研究することゝしたいとて一應打切の動議を提唱したが、村山京都、中隈大分等は特別委員に附託して調査研究したいとの意見を高張し、またこれに對し三輪神奈川、田邊兵庫等から其の必要がないとて可なり強硬な反對説も出たが結局宮崎土木局長から、本制度を認められてから既に相當の歲月を経たことでもあり、殊に今回諮問された重要府縣道の改良に付ても關係を有する問題であるから此の機會に於て充分調査研究を遂ぐるを適當だと説示されて委員附託説が成立した。

一、道路損傷負擔金制度ノ運用ニ關スル件

特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シ道路ノ維持又ハ修繕ノ費用一部ヲ負擔セシムルコトハ道路法ノ規定スル所ナルモ此制度ヲ實際ニ運用スルニ付テハ攻究ヲ要スル事項尠ナカラサルモノト認ムル

ヲ以テ之ニ關スル意見

本問題も受益者負擔金と同様實際經驗を有する府縣は、二二三の府縣を出でず。青木福井から昭和二年四月に制定した規定の適用狀況について具體的の説明や、與田佐賀から負擔金に代えて乗合自動車業者をして道路修繕用材料たる砂利を運搬せしめてゐる事例について、後藤山口及兒玉山形から最近成案を得た徴收方法について夫々發表があつた外、三輪神奈川、來島東京、牛島大阪、田中三重、中山愛媛、川越宮城等から、負擔金徴收の對象は、森林、鑛山其他特殊の事業に對しては可なるも、自動車に對しては之を一率に賦課することは不適當である。乗合自動車に賦課するときは利用者たる旅客に其の負擔を轉嫁することとなる。自動車に對しては其の發達を助長する必要なもの限り賦課するを可とす。所謂特に損傷の意義や、損傷事實の認定方法等について幾多の意見や質問があつたが、地方財源潤渴の折柄、受益者負擔金制度と共に考究するの價値あるものとし、荻野愛知の委員附託説が成立して、受益者負

擔金制度に關する特別委員に於て同時に調査を行ふことになつて、宮崎土木局長から左の十名の委員と二名の補助委員を指名せられた。

委員 來島東京、村山京都、牛島大阪、三輪神奈川、田

邊兵庫、荻野愛知、中川福島、青木福井、後藤山

口、中隈大分

補助委員、里見地方事務官（神奈川）星野道路主事（愛知）而して右委員會は本會議終了後に於て開き其の結果は之を各府縣に送付して其の意見を求むることに決定した。

受益者間負擔金制度及損傷負擔金制度に關しては數府縣を除いては從來あまり深く考究されてゐなかつた様だ、手續や手数の繁雜さに恐れてか寄付金にあるが利便だとか、或は未だ本制度の採用は不適當だとかいふやうな簡單な理由の下に、一方に於て財源難を叫んでゐながら、一步進んで其の對策としても考慮の價値ある本問題を無關心に取扱はれてゐた嫌のあるのは遺憾に思つたが、特別委員を設けて之が調査の完成に力めらるゝことゝなつたのは大變結構

である。速に其の成案の發表がまたるゝ。

一、一定路線ニ據ル自動車營業ノ免許ト道路管理權トノ
連絡ニ關スル件

一定路線ニ據ル自動車營業ノ免許ハ道路ノ築造又ハ其ノ維持管理ニ重大ナル影響アルヲ以テ之カ免許ノ拒否ニ付テハ道路管理者ト連絡ヲ必要トスルモ現行制度ノ下ニ於テ不都合ヲ生シタル事實アラハ其ノ事例及制度ノ改正ニ關スル意見

本問題に關して二三府縣の主任官から、從來營業免許に當つては土木課に協議はしてくるが、只形式的に止まること。道路管理者の意見を無視せる事例を擧げて制度の改正について意見の陳述があつた外、三輪神奈川、後藤山口は今日迄の處では外に不都合を生じたことはないが、近時自動車の本體の重量及運輸數量の増加等に伴ひ道路損傷の程度が著しく増加して來る傾向があるのみならず、軌道と同様道路の補助機關でもあるから其の營業の免許に關する事項は道路事務を主管する土木部又は土木課に於て行ふを適

當とする。荻野愛知は、自動車専用道路の處理についての例を擧げて是亦結論は、神奈川縣等と同様の意見なることを主張し、村山京都も亦制度改正に關しては神奈川、山口兩縣と同様であることを前提として、此際土木主任官一同から内務大臣に對して主管變更に關する意見書を提出すること。其の意見書は前記道路費負擔金制度に關する特別委員に於て作成の上提出することの動議を提唱して其の決定を見た。現行制度に於ては、右の營業免許は警察行政として行はれつゝあるも、一定路線に據る自動車營業は、道路を使用して行はるゝ公共的運輸事業に屬し、道路交通の一作用に外ならないから、これが免許は道路管理權の一作用として行政することが適當であつて今日に於ては其の是非を論ずるの要もあるまい速に此の實見を待つのみである。

一、河川法中ノ命令ニ關スル件

河川法第十三條、第十六條及第十九條ノ命令ハ從來府縣令ニ委シタルモ此際本省ニ於テ統一的命令ヲ制定スルノ要否並其ノ規定事項ニ關スル意見

岡田河川課長の説明によれば、河川法改正の問題に付ては土木主任官會議に於て屢々意見もあり、嘗ては水法、水利法制定の建議を見たこともあり、前々回の帝國議會に於ても河川法の改正が問題となつたこともあり當局に於ても銳意研究中であるが、種々困難なる事情もあるので、差當り附屬命令の改正を爲さんとする方針であつて本諮問案も亦其の一であるが、本省としては外に腹案は持たぬのとである。

本問題に關して村山京都、荻野愛知、中隈大分、木村富山、伊藤岐阜、仲本秋田、中川福島、横山廣島、後藤山口等から、河川法第十三條の河川に關する工事の請負の制限に關する命令の件に就ては、道路工事執行令を準用するがよい。道路工事執行令と大差なきものを制定するがよい。土木工事執行令として之を統一的に制定し其の内容に於て道路、河川、港灣等の各部門を設けて必要な規定を定むるがよい。河川工事は特殊の事情（施工の時期、河川の狀態を熟知するの必要等）があるから道路工事執行會を其の

儘に準用することは不可である、請負者の資格については一定の制限（高級技術員を有すること、機械を所有すること）により工事を區別するがよい。河川工事請負の擔當技術員は電気、建築の技術員と同様に、其の資格に階級を設くるがよい。河川の維持修繕工事は概ね工費僅少に付特に相當技術員を置かしむるの必要がない。次に河川法第十六條及第十九條の規定に依る命令についても、本省に於て統一的に制定するを可とするものと、地方により事情を異にするものがあるから統一して規定するのは不可、大體の骨子を準則として定められたい。との兩様の意見があつた。其の理由としては、前者は關係が二府縣以上に亘る場合があるから個々に規定することは不便であることを擧げ、後者は地方に依り河川の慣行其の他の事情を異にするものがあるから統一的に規定することは角を枉げんとして牛を殺すが如き結果をおそれる。要するに實際家たる主任官の意見も概ね抽象的、常識的であつて徹底を缺くる嫌がないでもない。

一、河川法準用河川選擇標準ニ關スル意見

岡田河川課長の説明にすれば、現在の準用標準を改正すると同時に、現行勅令を改正するの趣旨の下に具體的の意見をききたいとのことであつた。本問題は例の農林省に於ける用排水幹源工事との關係もあることで、中隈大分、木村富山、來島東京、西石川、三輪神奈川、中川福島、荻野愛知、田中三重、川越宮城から種々意見の開陳もあつたが其の主なる點は。凡ての河川に準用したい。現在縣費支辨河川全部に對し河川法を適用し、町村費支辨の河川にして標準に該當するものは全部準用河川と爲すこと。水路と名の付くものに對しては全部準用したい。準用標準を更に緩和せられたい。統制力ある法規により統一するが必要である。其の他河川法の規定の適用等についての意見や、一般河川に河川法の準用を爲すことは時期尙早であるとの意見もあつた。また荻野愛知は用排水幹線工事は縣營だのに、曩日の通牒によれば行政廳に於て執行する場合と同様に取扱はれてゐる理由如何とは、純法律論を眞向から振りかざ

して辯し立てた等の場面もあつたが結局此問題は更めて書面を以て答申することに決定した。

一、港灣法草案ニ對スル意見

清水港灣課長から、港灣法の制定は多年の懸案であること、各省権限に付て困難なる事情のあること、今回諮問された草案は可成現實の問題をとらへ、理想に流れざることを目指したものであること。一八八五年制定の伊太利の港灣法及一二九四年制定の佛蘭西の港灣法を参考したものであつて、七章六百六十四ヶ條から成立つてゐるとして、其の綱領について詳細なる説明があり。來島東京、牛島大阪、荻野愛知、與田佐賀、三輪神奈川、中山愛媛、森和歌山、後藤山口、西石川其の他から傾聴に植すべき意見も多々あつたが何分本草案は未定稿であつて其の内容も亦祕密となつてゐるので茲には其の一切を省略することにした。

以上二日間に亘つて諮問事項の全部を終つて、第三日は指示事項から始められた。

(指示事項)

一、河水利用増進ニ關スル件

河水ノ利用増進ノ件ニ付テハ昭和二年七月通牒スルトコロアリ既ニ二三ノ地方ニ於テハ之カ計畫ヲ進メ近ク具體化セムトスルニ至レリ各位宜シク該通牒ノ主旨ヲ體シ當業者ヲ誘導斡旋シテノ水利ノ統制ヲ圖リ河水利用増進ノ實ヲ擧ゲラレタシ

伊藤岐阜から矢矩川筋に於ける、百瀬新瀉から關川筋に於ける、長谷川群馬から片品川筋に於ける實行狀況を夫々詳細に説明があつた。是等は參考となるべき點も尠くないが、何れ直接の關係の深い雜誌「水利と土木」に之が紹介せらるゝことと思はれるから其の重復を避くることにする。

一、荒廢地復舊及開墾地復舊事務ト砂防事務トニ關スル件

内務省所管ノ砂防事務ト農林省所管ノ荒廢復舊及開墾地復舊事務トノ權限整理ニ關スル閣議決定事項ニ就テハ彙ニ通牒シ置キタリ而シテ兩省ニ於テハ各府縣ヨリ提出セル計畫ニ基キ各主管ノ區域及事業ノ範圍等ヲ協

議決定ノ上府縣ニ通知スヘキニ付別紙様式ニ依ル計畫

調書可成速ニ提出アリタシ

示された様式や、砂防事務の主管等に付て各主任官から種々質問があつたが、就中横山廣島は、土木と山林兩課の間にて事務の限界に關して意見の相違があること。工事には國庫補助が伴ふから補助の多きに従つて區別することが利便ではないかとの聲もあるとして計畫調書の掲記方法に關しての質問は、假に諧謔的に爲されたものにしても單純に之を笑殺して仕舞へぬ氣がする。單に事業を速成せしむる上に於ては寧ろ賢明なるやりかたかも知れぬ。が然し流水上に重要な關係を有する砂防の使命を忘れて、物質的に、輕薄なるモダン氣質に移り行くやうなものではあるまいか、敢て當局の一考を煩したものである。

一、道路交通調査ニ關スル件

道路改良計畫ヲ樹立スルニ方リテハ地方財政ノ緩急ヲ圖リ事實ノ效果ヲ察シテ改良スベキ路線ヲ選擇シ又其ノ規格構造ニ關シテハ現在ハ勿論將來ノ長キニ互リ交

通ノ要求ニ適應セシムヘキハ言ヲ俟タサル所ナリ是カ爲ニ人固ヨリ道路ノ經濟的調査ヲ等閑ニ附スヘカラサルハ勿論ナリト雖就中道路ノ交通狀勢ヲ調査スルヲ以テ緊要トス然ルニ我國ニ於テハ未タ之ヲ組織的ニ調査シタルモノナキヲ憾トス固ヨリ是カ爲ニハ尠ナカラサル經費ヲ要スト雖此基礎的調査ニ基クニ非サルハ計畫ノ完全ヲ期シ難キヲ以テ在郷軍人青年團ノ助力ヲ得テ年數回ニ互リ交通狀勢ヲ組織的ニ調査セラレタシ

丹羽道路課長から指示に就て、三浦技師から調査要項に就て夫れく説明があつた。今回指示された調査要項は、萬國道路會議に於て決議されたものを基礎としたものであつて、從來の調査方針とは多少異なる點もある。多年の懸案であつた交通調査の方法が理想的に決定せられたことを喜ぶと共に之が活用を切に希望するものである。

一、國道及府縣道ノ維持修繕費ニ關スル件

近時自動車ノ發達ニ件ヒ國道及府縣道ヲ損壞スルモノ多キヲ加フルニ至レルヲ以テ之カ維持修繕ニカメ道路

交通能力ヲ舉クルノ極メテ必要ナルモノアリ然ルニ交通上重要幹線ニ屬スル國道及府縣道ノ維持修繕費ハ別表ノ如ク其ノ額甚數僅少ニシテ一ヶ年一里ニ付三百十七圓ニ過キサルモノアリ此ノ如キヲ以テスルトキハ折角發達セントスル新式交通用具ノ利用ヲ抑制スルコト、ナルヲ以テ適當ナル維持修繕ノ方策ヲ樹テ管理ノ十分ナ期セラレタシ

某主任官から「指示は知事に對しての指示か」とか、「華美な改良費の要求は樂だが、地味な修繕費の豫算はとりにくい、知事に注意して貰ひたい」とかの脱線的な質問や、現行法では補助すべき途がないばかりでなく、國庫財政上到底實現の出來ないと思はれる、道路修繕費に對して國庫補助實現方について希望する向も亦二三あつた。此の問題に關聯して、西石川から簡易舗裝の獎勵に關しては試験報告の印刷物の配布だけでは徹底せぬから、地方道路に對して試験的に施工して、其の實際を示して貰ひたいとて、土木試験所の活動方と、田中三重から簡易舗裝に對し

ても國庫補助を與えられたいとの希望があつた。尙修繕費の一覽表は一里當になつてゐるが、道路の幅員の廣狹によつて著しい相違があるから全國的に對照比較する場合には一坪當の費用を以てすることが妥當だとの意見があつたがこれは尤もなことと思はれた。

一、府縣道路線認定申請ノ調査ニ關スル件
府縣道路線ノ認定ニ付認可申請セラレ、場合ニ於テハ路線カ法上ノ要件ヲ具備スルコトニ付詳細説明セラレヘキ筋合ナルニ拘ハラズ之ヲ盡サ、ルモノ多ク爲ニ審査ニ手數ト日子ヲ要スルヲ以テ自今大正八年十一月當省發土第一五一號及大正十二年十月當省發土第三八號通牒ニ準シ詳細ナル調査ヲ添付セラレタシ

この指示事項に付て思出されたのは、本省の某高官が嘗て地方長官時代に諧謔的のものせられた路線認定の歌、「起點終點經過地に樞要地、路線ばかりで道がない、ほんに認定つらいもの」ほんに認定つらいものであつた。

一、道路標識ノ普及ニ關スル件

道路標識ノ建設ニ關シテハ大正十一年當省令第二十七號ノ規定スル所ナルモ其ノ普及全カラス會々青年團其ノ他有志ニ於テ建設スルモノアリモ其ノ規定ノ様式ニ依ラサルモノアリ爲ニ切角ノ計畫モ亦其ノ效果擧ラサルノ嫌ナキニ非ス殊ニ近時道路ニ於ケル交通事故ノ防止ニ努ムルノ必要益切ナルモノアリ固ヨリ是等ハ道路管理者ニ於テ施設スヘキモノナリト雖地方財政ノ許サル向ニ在リテハ有志ヲ勸誘シテ建設セシムル等適宜ノ措置ヲ採リ道路標識ノ普及ニカメラレタシ

丹羽道路課長から、自動車交通の發達に伴ひ、遠距離の交通が行はるゝに至り、標識の必要が益々高くなつて來たが、其の標識の様式は一定することが最も必要である。世界の大勢は世界的に統一せんとする今日、せめて國內だけでも統一すべきものであるとて指示の趣旨について説明があつた。全く同感である。先年其縣の國道筋に於て警戒標が建てられてあつたのはよいが、其の位置が不適當な爲に、

坂路の屈曲の表示が實地とまるで反對な方向を示してゐる。

て、折角の警戒標が地理に馴染を持たぬ者に對しては反つて危険誘導標の如き觀を呈してゐたのは、固より稀有の誤ではあるがこの機會に一寸參考迄に申添へて置く次第である。

一、入港料其ノ他港灣設備ノ使用料ニ關スル件
 入港料其ノ他港灣設備ノ使用料ハ明治四年太政官布告第六百四十八號ニ依リ其ノ徵收ヲ認メラルモノニシテ設備ニ要シタル原資ヲ償却セシムルヲ以テ其ノ趣旨トス故ニ徵收許可期間内ト雖既ニ原資ヲ償却シタル上ハ永ク其ノ徵收ヲ認ムヘキモノニアラス然ルニ近時原資償却後無斷繼續徵收セルモノアルヤニ認メラル且又本件使用料ハ公共團體カ許可ヲ得テ施設シタル設備ニ付使用料ヲ徵收セムトスル場合ト雖港灣ニ關スル事實ハ本來ハ國ノ事業ニ屬スルヲ以テ單ニ府縣制又ハ市町村制ノミニ準據シテ之ヲ徵收スルコトヲ得ルモノニアラスシテ前示布告ニ基ク許可ヲ得タル場合ニ於テノミ之ヲ徵收スルコトヲ得ルモノナル旨豫テ訓令又ハ通

牒ニ依リ指示セル所ナルモ往々之ヲ準據セサルモノアルカ如シ仍テ此ノ際夫々精密ナル調査ヲ行ヒ非違ヲ矯正スルハ勿論平素監督上適當ノ措置ヲ講シ將來過誤ナキヲ期セラレタシ

一、港灣區域ノ決定ニ關スル件

重要港灣及指定港灣以外ノ港灣區域ハ地方長官ノ決定スル所ナルモ現在其ノ區域ノ明確ナラサルモノ極メテ多ク港灣管理上遺憾トスル所ナルヲ以テ其ノ不明確ナルモノニ付テハ調査ノ上速ニ決定セラレタシ

一、埋立出願處理ニ關スル件

埋立ノ出願ニシテ處理未済ノ儘數年ヲ經過セルモノ少カラサルヤニ認メラル、モ如斯ハ事件ヲシテ紛糾錯綜セシムヘキ素因トナルコト少ナカラス仍テ現在原理未済ニ屬スルモノニシテ特ニ理由アルモノ、外ハ法規ニ

準據シ速ニ受處セラレタシ

以上三件に對しては、清水港灣課長から夫々此の趣旨に付て説明があつた。何れも當然の事柄でもあるから格別書

き留むべき様な質問もなく、是にて指示事項の全部を終り引續き注意事項に移つた。

○ (注意事項)

一、舊慣ニ依リ河水ヲ引用スルモノノ整理並ニ河川調査

ニ關スル件

舊慣ニ依リ河水ヲ引用スルモノ、整理ニ付テハ府縣ニ於テ各種ノ方法ニ依リ銳意處理セラレ居ルモノト認ムルモ此ノ機會ニ於テ河川ノ狀況並河川ノ流量及其ノ利用水量ヲ調査シ舊慣ニ依ル河水利用上ノ權利關係ヲ明確ナラシムルト共ニ可成用水ノ過不足ヲ整理シ以テ地方産業ノ發展ニ貢獻セシメ進テハ他日河川改修事業計畫又ハ災害復舊工事ノ施工ニモ資スル調査タラシメンコトヲ望ム

岡田河川課長から、從來屢々指示又は依命通牒せられたるものであるから、今回は注意事項に加へられた次第である。用水の改良事業を用水時期切迫して出願せるが如きは

右の通牒や指示を無視したものである。今後は一層の留意を拂はれたい。又今回河川改良補助費豫算の要求に際して、各府縣に於ける河川調査の不十分なることを痛感した次第であつて斯の如きは一面災害復舊の場合に於ける施工にも亦甚だ不便であるから是亦留意を望むものであるとて本件注意事項に對する趣旨の説明があつた。

一、道路ト鐵道ト平面交叉ニ關スル件

鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關シテハ客年七月發土第五〇號ヲ以テ通牒シタルモ尙往々ニシテ右通牒ノ趣旨徹底セサルノ嫌アリ固ヨリ鐵道ノ發達ヲ阻害スルカ如キハ慎ムヘキコトニ屬スルモ亦一面之カ爲ニ道路交通ノ保全ヲ閑却スベキニ非ス近時之カ處分ニ當リ鐵道開通後ニ於テ設備ノ變更ヲ條件トシテ許可セラルル向アルモ是等ハ其ノ履行困難ナル場合アルヲ以テ鐵道敷設ノ際道路交通ノ狀勢ヲ考慮シ禍ヲ將來ニ胎ササル様適當ニ措置セラレタシ

本問題に關し其主任官から前示通牒に所謂「都市又は其

の附近」の程度について質問があつたが、從來とてもこの點の解釋に付て迷はるゝ向も尠くない様に聞いてゐるから茲に右質問に對する丹羽道路課長の説明の結論を掲ぐることにする。

「要するに通牒に書かれてある通で、立體交叉が必要なることは當然である、都市附近とは自動車の發達に伴ひ都市内外の交通と、都市と都市との間の交通の發達に伴つて必要と認むる地域であつて、杓子定規に示すことは出来ぬ、杓子定規に書かぬ所に運用の妙味が存してゐる、都市附近ならずとも出來得る限り高低交叉を望むもので文句に疑があつてもぐるるはないと思ふ云々」

一、道路占用工事ノ施行ニ關スル件

道路占用工事ノ爲ニスル工事ノ取締ニ關シテハ大正十一年七月發土第八七號通牒ニ基キ勵行セラレツ、アルモ其ノ施設方法未タ徹底セサル憾ミアルニ依リ之カ工事ノ施行ニ對シテハ十分監督ヲ爲シ道路交通上ニ及ボス支障ヲ除去シ道路利用ヲ全カラシムル様措置セラレ

タシ

丹羽道路課長から、本問題は屢々論議せられたる事項であつて既に論議盡されてゐるから今回は注意事項として提出せられたものである、一層留意を望むとて之か注意の趣旨に付て説明があつた。

一、大正十一年訓令第六號第二條第三號ノ認可ニ關スル
件

近時重要港灣並指定港灣以外ノ港灣工事ニシテ一定ノ計畫ニ基キ施行スルニ拘ラス稟伺ヲ省略セラル、向アルモ右ハ大正十一年當省訓令第六號第二條第三號ニ該當スルモノナルヲ以テ今後ハ必ラス稟伺ノ上處理セラレタシ

一、開港區域内ニ於ケル埋立並港灣工事ノ施行協議ニ關スル件

開港區域内ニ於ケル埋立並港灣工事ノ施行ニ關シ本年三月五日訓令第二三九號ヲ以テ稟伺前豫メ所轄稅關ト協議方訓令セラレタルハ事案ノ處理ヲシテ圓滿且敏速ニ

進行セシムル趣旨ニ外ナラス各位ハ其ノ趣旨ヲ諒シ右

稟伺書類ニハ必ラス協議ノ顛末ヲ記載セラレタシ

以上二件に對しては清水港灣課長から其の趣旨について説明があつた。

一、埋立工事並港灣工事ニ關スル諸件

イ、埋立工事期間ノ伸長其ノ他工事設計變更ニ關スル稟伺書類ニハ必ラス事件ノ經過ヲ記載シ且願書ノ副本並改正命令書案ヲ添付シ尙工事期間伸長ニ關スル稟伺書類ニハ工事ノ出來高ヲ知ルニ足ルヘキ圖書類ヲ添付セラレタシ

ロ、埋立地内ニ於ケル道路其ノ他公共用地ノ選定ニ付テハ公共ノ利益ヲ察シ慎重ニ考慮セラレタシ

ハ、埋立面積ノ計算ハ春秋分滿潮位ヲ以テ水陸境界トナスヘキ旨豫テ通牒セル所ナルモ往々(殊ニ荷揚場等)之ニ準據セサルモノアリ注意アリタシ

二、埋立工事ノ護岸、道路、水路等總テ公共用地ト埋立人ニ歸屬スヘキ土地トハ求積表ニ於テ之ヲ區分セ

ラレタシ

ホ、港灣工事竝埋立工事ノ設計變更就中區域ノ變更ニ
關スル稟伺書類ニハ新舊對照圖ヲ添付セラレタシ

ハ、一定ノ計畫ニ基ク港灣工事又ハ重要ナル埋立工事

ニ關スル稟伺書類ニハ附近地形ヲ知ルヲ得ヘキ陸地

測量部五萬分ノ一地形圖又ハ之ニ準スヘキ地圖ヲ添

付セラレタシ

ト、港灣工事竝重要ナル埋立工事ニ在リテハ風向、潮

流、漂砂等ノ關係ニ付又港灣區域内ニ流出スル河川

水流ニ付テハ其ノ排水量、排砂量及其ノ影響ニ付詳

細ナル説明書ヲ添付セラレタシ

チ、港灣工事竝埋立工事ニ於ケル水準基面ニ付テハ陸

地測量部水準基面トノ關係ヲ記載スル様特ニ注意ア

リタシ

前川第二技術課長から、事務の進捗の爲に、書面の整備
を望むものに外ならないとて簡單なる説明があつた。以上
を以て注意事項の全部を終り、協議事項に移つた。

○ (協議事項)

一、技術員相互融通ニ關スル件

從來各府縣ニ於テ災害復舊工事其他臨時工事施行ニ當

リテ一時ニ多數ノ練達セル技術員ヲ要スル場合ニ於テ

ハ各方面ニ照會シ之カ融通ヲ求ムルモ充員ヲ全フスル

コト能ハス一面工事完了ノ府縣ニ在リテハ餘剩技術員

ノ處置ニ窮スルノ實情ニ在リテ其ノ間帯給ノ連絡ヲ缺

キ頗ル不便ト不安ヲ感スルコト多シ此際各府縣相互融

通ノ途ヲ開キテ適材ヲ適所ニ當ラシムル途ヲ講セント

ス

荻野愛知から、主旨は洵に結構であるから第一技術課内
に専門の係員を置かれて敏活に處理せられたい。また三輪
神奈川からは技術員に限らず事務員に付ても同様に取扱は
れたいとて其の擴張方の希望があつたが一方に於て、牛島
大阪から從來剩員の整理に當つては、概ね成績の良好なら
ざるものから解職するのを原則とする従つて本計畫の如く

練達の士を出向せしめ然らざるものを残留せしむることは
實行上に困難な問題ではあるまいかとの懸念も亦尤もなこ
とである。而して本問題は、具體案を練つて實理に力めら
るゝことになつたから、速に其の適當なる成案を得て府縣
當局の常に悩みとしてゐる此問題が圓滿に除去されるに至
つたならば、眞にこれほど結構なことはないと思はれる。

一・府縣土木工事ニ従事スル職工常備夫相互救濟機關設
置ニ關スル件

府縣土木工事ニ従事セル職工常備工夫ハ通シテ相當多
數ニ上ルヘク而モ工事ノ實施ニ當リテハ頗ル重要ナル
地歩ヲ占ムルニ拘ラス概シテ待遇低ク一度疾病傷害等
ニ當リテハ直チニ生活ノ脅威ヲ受クルニ至ルモノ尠カ
ラス是等ニ對シテ其職務ヲ完フセシムル爲相互救濟ノ
法ヲ定ムルハ頗ル喫緊ト認ムルヲ以テ各府縣ニ於テ是
等機關ノ設立ニ付考慮セラレンコトヲ望ム

木村富山は自分が先年提唱したことが今回協議事項とな
つて現はれたことを喜ぶものであるとて先づ氣焔を擧げ、

田中三重は、退職手當を支給する爲に納付金として百分の
二——千圓と、縣費から二千圓を支出し合計三千圓を毎年
積立てることに定め昭和二年度から實行してゐるが性質は
良好である是等に對して國庫補助の途を講ぜられたい。後
藤山口は國の共濟組合と同様縣費支辨の途を講じたが實行
困難であるから本省の方で何とか考慮して貰ひたい。中限
大分は府縣費の補助でもなければ實行困難である本省の方
で準則でも制定せられて其の實現を圖られたい。其の他種
々の意見やら希望があつたのに對し、村技師から健康保健
法の講義めいた説明などもあつた。而して本問題は各府縣
とも豫て其の必要を認め居るもことでもあり適當の方策を
講じて其の實現を期することに決定を見て、茲に今回の會
議に附議された總ての事項を議了した。

○ 諮問事項中、特別委員に附託された道路工事費受益者負
擔金及道路損傷負擔金制度の運用の件に關する特別委員會
は、七月二十一日及二十三日の兩日に互り土木局内に於て

開かれ委員長たる村山京都府土木部長を始め各委員出席して討議研究を行ひ大體の要項には決定を見たが、更に十分なる調査を遂げ、八月上旬に於て最後の委員會を開き其の確定を爲すことに決定した。

○

主任及會議に參集を機して催されるのを例とする、地方土木主任官協議會は今回も亦開かれて、當面の重要問題並前年來の宿案である左の事項に關して、其の實現を促進する爲、關係大臣に意見書を提出することに決定した。

- 一、道路河川港灣費ニ對スル國庫補助ニ關スル件
- 一、土木部ノ増設ニ關スル件
- 一、地方技師ノ海外派遣ニ關スル件
- 一、地方技師ノ優遇ニ關スル件

而して意見書は、諮問事項に關する特別委員が一同を代表して其の意見書の提出並陳情の任に當ることに決定したので、最終の本會議の席上に於て村山京都府土木部長から、宮崎土木局長に對して右決議の經過を報告し併せて其の實

現に關して特に配慮を得い旨詳細に陳情する所があつた。之に對し同局長から、産業道路改良成助計畫指示の當時は議會解散を豫想せざりしものであつて、同豫算不成立の爲其の實現が遅れたものであつて、各府縣に於て困難とする事情は熟知してゐるので其の善後措置に力めつゝある。第一期及第二期以外の河川改良費補助に付ても亦目下豫算要求中である。土木部増設の件は可成多く實現して事務の敏活なる處理を圖ることの必要なることは全く同感である。地方技師の海外派遣に付ても至極尤なことに思はれる。地方技師優遇の問題に付ても亦異存のない所であるから是等の實現に對しては更に一段の努力を致して其の實現の日の近からんことを期したい」とて所見を述べられて之が前途に對し力強い光明を與へられた。

○道路河川港灣費國庫補助に關する意見書

道路河川及港灣ニ關スル事業ハ國民生活ノ消長ニ重大ナル關係ヲ有シ之カ完否ハ實ニ國運ノ隆替ニ繫ルモノト謂フヘク政府ハ夙ニ産業立國ヲ以テ政策トナシ國道改良ニ

併セ産業道路ノ助成案ヲ畫スルト共ニ、河川ノ改良ニ或ハ港灣ノ修築改善ニ力ヲ致シ銳意其ノ完成策ヲ企圖セラレ地方亦之カ方針ニ基キ夫々施設經營ノ方途ヲ講シ就中産業道路ノ改良ニ付テハ既ニ國庫補助ヲ財源トシ府縣會ノ議ヲ經計畫決定セルモ不幸議會解散ノ爲該國庫補助豫算ノ成立ヲ見サリシハ頗ル遺憾トスル所ニ有之然ルニ地方財政ノ現狀ハ獨力實施困難ノ狀況ニ付是非本年度追加豫算トシテ成立方御配慮相成度速ニ一般河川ノ改修費及指定港灣ノ修築費ニ對シテモ國庫補助ノ途ヲ講セラレ夫等補助金ハ毎年度支出工費ノ割合ニ應シ事業施行年度内ニ於テ交付方御詮議相仰度

○土木部増設に關する意見書

一般國民生活ノ消長ニ影響スル所長ニ影響スル所極メテ密接ナル土木行政ノ重要性ハ日ヲ趨ツテ増大シ來リ之カ趨勢ハ驅ツテ地方官々制ノ改正ヲ促シ此處ニ昨春ヲ以テ先ツ六大都市所在地府縣ニ土木部新設ヲ見ルニ至リ候處右官制ニ依レハ內務大臣ハ須要ニ依リ府縣ヲ指定シテ土

木部ヲ置ク事ヲ得トアリテ之カ設置ノ必要ハ內務大臣ノ認定ニ俟ツ事ト相成居候

翻ツテ惟フニ社會ノ進展ニ伴フ前述土木行政ノ重要性タルヤ蓋シ全國一般的ニ之ヲ認メ得ヘク自然之カ關係事務亦其ノ質ニ於テ其ノ量ニ於テ著シク複雑多岐ニ亘リ以テ其ノ組織ノ大且密ヲ要スル事夫ノ最近設置ヲ見タル學務部ニ於ケルト些モ異ルモノアルヲ見サルノ狀況ニシテ土木部全國的存在ノ意義今ヤ十分ナルモノ有之様被存候就テハ幸ニ之カ機ヲ得テ地方官々制改正ノ企ヲ進メラレ全國劃一的ニ土木部ノ出現ヲ見ル様特ニ御配慮相成度又若シ右ニシテ相當ノ時日ヲ要スルモノトセハ不取敢現在土木部所在府縣以外中更ニ土木行政上樞要ナルモノヲ御詮議ノ上之カ設置方御取計相成以テ地方現狀ニ適當ナル行政ヲ施スノ機運ヲ促進セシメラレ度

○地方技師の海外派遣及優遇に關する意見書

地方技師海外派遣ノ問題タルヤ唱ヘラルル事既ニ久シク而モ未タ之カ實現ヲ見サルハ寔ニ遺憾トスル所ニ有之候

當今地方費ヲ以テ地方技師海外出張ノ費用ニ充テントスルモ只地方技師カ國庫支辨タルノ一事ハ之カ實現ヲ阻メ而モ一面國ノ豫算タルヤ自ラ限リアリ地方技師ヲシテ海外ニ派遣セシムルノ餘裕ヲ期待スルヲ得ス仍チ言ヲ有シテ形具ハラス形ヲ具ヘテ實之ニ伴ハス今ヤ地方技師海外派遣ノ事ハ永久ニ不可能事タルニ畢ラントス遺憾ニ堪ヘサルナリ希ハ事情御洞察ノ上吾等年來ノ希望ヲ達成セシメラレ度

次ニ地方技師勅任官昇進ノ途ヲ拓カレ以テ優秀者拔擢ノ手段トセラレン事ハ亦吾等年來ノ希望ニ有之候ニ就テハ一般文官トノ權衡ヲ顧慮セラルル所アリ之カ實現ニ關シ併セテ特別ノ御配慮ニ預リ度

三年と五年の論争

政府で樹立した産業道路改良助勢策に順應して各府縣は、國道と所謂指定府縣道との改良を計畫した。其の額は驚く勿れ四億四千六百二十七萬圓、昭和三年度だけの予算額、國道は千四百八十萬圓、指定府縣道千二百七十一萬圓に達してゐて、政府の所謂産業立國策を實現した。

ところが其の財源は各府縣が申し合せたやうに何れも起償に求めた、内務省地方局に起償の認可を要求するもの、相踵で押しかけてゐるが、内務省は五年間の起償に限つて認めやうと主張する、大藏省は三年間に限ると言ふ、三年と五年との論争が始まつた、各省の争議が始まれば何年か、つても解けないのは是れ迄の事實が物語つてゐる、夫れを知つてか知らないでか、氣早の地方長官は三年でも結構だ早く許して呉れ此一札を書き入れてさつさと許可を取る、折角氣張つて呉れてゐた地方局の意氣も何處へやら……

併し餘り頑張るものぢやない、三年だ五年だと言つたつて、其の年になれば財政に餘裕が出来るといふ根據がある譯でなし、金融が緩和されると言ふ予見があるぢやなし、内務省が五年と言へば三年に、三年と言へば二年に値切るのが大藏省の商賣だ、土木局の某書記官が折衷して四年だと言つたが、夫れ位の程度問題、餘り口角泡を飛ばして議論をしてゐてくれば路政が滯滞する、何事も早く、早く（路政僧）